

少額短期保険会社向けの監督指針新旧対照表

(別紙4)

現 行	改 正 後
<p>- 3 - 3 保険募集態勢</p> <p>- 3 - 3 - 2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 法第300条第1項第7号関係</p> <p> 法第300条第1項第7号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。</p> <p> 予想配当表示について</p> <p> 「総合指針 - 3 - 3 - 2 (6) < 生命保険契約の締結及び保険募集 > 法第300条第1項第7号関係」及び「総合指針 - 3 - 3 - 6 (6) < 損害保険契約の締結及び保険募集 > 法第300条第1項第7号関係」を準用する。</p>	<p>- 3 - 3 保険募集態勢</p> <p>- 3 - 3 - 2 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 法第300条第1項第7号関係</p> <p> 法第300条第1項第7号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。</p> <p> 予想配当表示について</p> <p> 「総合指針 - 3 - 3 - 2 (7) < 生命保険契約の締結及び保険募集 > 法第300条第1項第7号関係」及び「総合指針 - 3 - 3 - 6 (7) < 損害保険契約の締結及び保険募集 > 法第300条第1項第7号関係」を準用する。</p>